

四日市市告示第183号

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市移住支援金交付要綱（令和2年四日市市告示第210号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者要件)</p> <p>第3条 申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)、(5)又は(6)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) テレワークに関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ <u>地域未来交付金（デジタル実装型）</u>又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p>	<p>(対象者要件)</p> <p>第3条 申請時において、次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)、(5)又は(6)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) テレワークに関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ <u>デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））</u>又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>(5)及び(6) (略)</p>

第1号様式を次のように改める。

**移住支援金交付申請書**

【四日市市移住支援金交付要綱】に基づき、移住支援金の交付を申請します。

**1 申請者欄**

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

**2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)**

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就職（一般）		就職（専門人材）	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		
		起業				

**3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※**

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「四日市市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて		A. 申請者、世帯員とも該当しない		B. 申請者又は世帯員に該当するものがある
申請日から5年以上継続して、四日市市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請者は過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない ※移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、三重県及び四日市市が認める場合を除く		A. 該当しない		B. 該当する
(就業に関する要件の「一般」の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(就業・に関する要件の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(テレワークに関する要件の場合のみ記載) 市町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

**4 転出元の住所**

住所	〒
----	---

(裏面につづく)

**5 東京23区への在勤履歴(東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)**

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、かつ住民票を移す直前に連続して1年以上の在勤履歴を記載

例

就業期間	就業先名	就業先住所
R2.4.1 ~ R4.3.31	株式会社〇〇	〒□□□-□□□□ 東京都港区●●●●●●●●
R4.4.1 ~ R7.3.31	□□□株式会社	〒△△△-△△△△ 東京都中央区●●●●●●●●
~		
~		
~		
~		

**6 移住後の生活状況(テレワークに関する要件の場合のみ記載)**

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

**7 移住支援金交付申請額(※申請する金額を記入してください)**

金  円

**8 添付書類(※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。)**

- ①移住支援金の交付申請に関する誓約書 (第1号様式 別紙1)
- ②連帯保証人の印鑑証明書
- ③完納証明書 (納税義務のある市町村税 (本市及び転入市町村分) について、納期未到来額を除き未納の額がないことを証明するもの)
- ④最新の個人住民税課税証明書
- ⑤身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- ⑥住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類 (戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)  
※世帯の場合は、移住元 (転入前) において同一世帯であったことが確認できること
- ⑦移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑧住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類 (※以下の書類)  
【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
- ⑧-1 企業等の就業証明書等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類  
【法人経営者又は個人事業主であった者】
- ⑧-2 開業届の写し等、移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類  
【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】
- ⑧-3 卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)  
⑧-1もしくは⑧-2の書類
- ⑨【就職に関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書 (第2号様式)
- ⑩【テレワークに関する要件の場合】就業先が交付した就業証明書 (第2号の2様式)  
※個人事業主を対象とする場合は以下の書類の追加提出を必要とする。
- ⑩-1 業務委託契約書等 (テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
- ⑩-2 開業届の写し
- ⑩-3 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態 (収入) が確認できる書類 (全部または一部の期間を確定申告書の写しで代替可)
- ⑪【本事業における関係人口に関する要件の場合】
- ⑪-1 四日市市に居住歴がある証明書類 (戸籍の附表の写し、住民票の除票の写し等。)
- ⑪-2 農水産業に就業していることを証する書類 (第2号の3様式又は公的機関等が農水産業に就業していることを証する書類)
- ⑫【起業に関する要件の場合】起業支援金の交付決定通知書

**【県・市町村確認欄】※記入しないこと**

管理コード (三重県及び市町使用欄)	
--------------------	--

第2号の2様式を次のように改める。

四日市市長 あて

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

### 就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
勤務形態	移住先において原則恒常的に通勤せず、テレワークにより 週20時間以上勤務する
交付金による 資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による資金提供をしていない

四日市市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び四日市市の求めに応じて、三重県及び四日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の四日市市移住支援金交付要綱第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に四日市市に移住した者に対する移住支援金の交付について適用し、同日前に四日市市に移住した者に対する支援金の交付については、なお従前の例による。

(シティプロモーション部 観光交流課)